

刑務所出所者等の雇用のQ&A

1 刑務所出所者や少年院出院者は怖くありませんか？

協力雇用主として、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している事業主の方は、全国に多数おられます。真剣に立ち直りに向かって努力している者を励まし、長く雇用を続けていただいている方も多くいらっしゃいますので、ぜひ、求人に応募した受刑者・少年院在院者と実際にお会いください。
受刑者・少年院在院者との面談や手紙のやり取りができるよう、お手伝いさせていただきます。

2 雇用するにはどうすればよいのですか？

ハローワークにおいて、雇用を希望する刑事施設又は少年院にだけ求人情報を公開する「受刑者等専用求人」の登録をしてください。
なお、その際、事前にコレワークにご相談いただければ、ご希望の条件に適合した受刑者・少年院在院者を収容している矯正施設を紹介いたしますので、当該施設を指定して、「受刑者等専用求人」の登録をしていただけます。

3 刑事施設や少年院で受刑者・在院者の採用面接ができるのですか？

書類選考のほか、日程を調整の上、受刑者・少年院在院者に実際にお会いいただき、採用面接を行っていただくことができます。

4 採用後、刑務所出所者や少年院出院者にどのように接したらよいですか？

刑務所出所者等を雇用されている事業主の方のお話の中に、同じ目線で同じ目的を持って仕事をすれば、今までと違ういきいきとした表情を見せてくれるようになったという声があります。
皆様の企業に新たに就職される他の方々と同様に、温かく接してください。

5 採用後、トラブル発生で困った時などはどこに相談したらよいですか？

コレワークにお問い合わせください。関係機関と連絡を取り合い、問題解決に協力させていただきます。

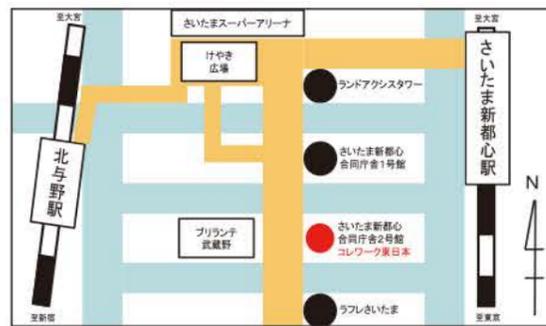
Message 千房株式会社代表取締役 中井 政嗣



「過去は変えられないが、自分と未来は変えられる。」と受刑者に告げて採用した。彼らを受け入れてくれた店舗のスタッフがやさしくなり、店舗は活気に満ち溢れている。反省は一人でも出来るが更生は一人ではできない。私達も共に学び、共に育っているのだ。成功例ばかりではないが、受刑者が更生する姿に感動し、社長としてこんなやりがいや生きがいのある取組はない。

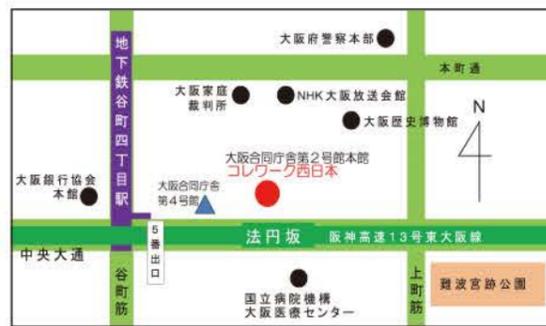
コレワーク東日本

(東京矯正管区矯正就労支援情報センター)
(北海道、東北、関東・甲信越及び東海・北陸地区担当)
【所在地】〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館1階
【電話番号】048-601-1608
【e-mail】recruit-inmates-tokyo@cccs.moj.go.jp
【受付時間】平日10:00~17:00



コレワーク西日本

(大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)
(近畿、中国、四国及び九州地区担当)
【所在地】〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館本館4階
【電話番号】06-6941-5780
【e-mail】recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp
【受付時間】平日10:00~17:00



雇用から始まる社会貢献 法務省が応援します

事業主の方が刑務所出所者等を雇用するためのサポートをさせていただきます。
安全・安心な社会のために、社会貢献につながる出所者雇用に、ご協力ください。



コレワーク



矯正就労支援情報センター

法務省矯正局・東京矯正管区・大阪矯正管区

※コレワーク(矯正就労支援情報センター)は、法務省が所管する国の機関です。

コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！

コレワークの3つのサービス

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

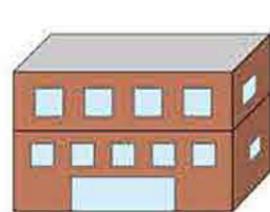
採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。



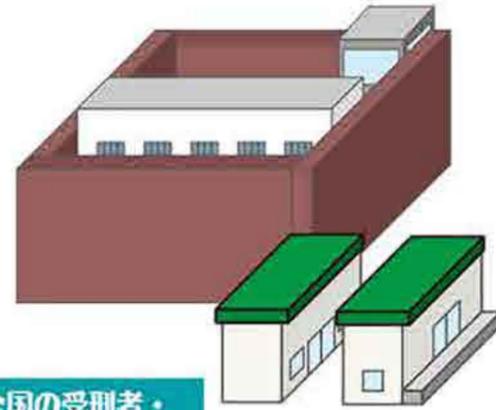
事業主の方

相談

事業主の方を幅広くサポート



コレワーク東日本・西日本



全国の受刑者・少年院在院者の情報

刑事施設・少年院

再犯防止と仕事の関係

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。



(平成23年～27年保護統計年報による。)

再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。



(平成27年矯正統計年報による。)

刑務所出所者等刑務所出所者、少年院出所者などの雇用

再犯の防止
犯罪被害の減少

安全・安心な
社会へ



就労に向けた刑事施設・少年院の取組

職業訓練等

刑事施設では、刑務作業を通じて勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能の習得をさせているほか、免許・資格（介護職員初任者研修、溶接技能者、電気工事士、自動車整備士免許等）が取得できる職業訓練を実施しています。

少年院では、矯正教育の中で、職業上有用な知識や技能の習得のほか、大型特殊自動車運転免許、小型車両系建設機械運転特別教育、玉掛け技能講習等数多くの資格を取得させる職業指導を実施しています。



▲電気通信設備科



▲介護福祉科



▲土木建築科

就労に向けた指導

刑事施設・少年院では、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導や、学校教育の内容に準じた教育を行っており、社会復帰後の就労につなげることを目指した指導を実施しています。



就労支援スタッフによる面接



刑事施設の就労支援指導



少年院の職業生活設計指導

【例えば・・・】

- ・ あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話応対等の仕方
- ・ 職場で困難な場面に直面した場合の対処法を訓練を通じて具体的に実践的に習得

事業主の方を支える仕組み

刑務所出所者等を雇用する事業主の方を支えるため、様々な支援制度が用意されています。また、法務省や一部の地方公共団体において、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置が設けられています。

当センターでもご紹介いたしますので、ご相談ください。

刑務所出所者等就労奨励金制度

- 就労・職場定着奨励金
刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大約8万円が支払われます。
 - 就労継続奨励金
刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円が支払われます。
- ※ 事前に協力雇用主として保護観察所にご登録いただく必要があります。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金が支払われます。

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円が支払われます。
※ 事前にトライアル雇用求人用ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。